

ひみふしきしんきん

相続定期預金

家族から家族へ受継がれる想い
あなたの相続された資金を特別金利でお預かりいたします

お取扱期間 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

預入期間1年
店頭表示金利に上乗せ
年+0.10%

(税引前)

預入期間3年
店頭表示金利に上乗せ
年+0.15%

(税引前)



氷見伏木信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/himifusi/>

※詳しくは裏面をご覧ください

平成30年4月2日現在

相続定期預金の商品概要

取扱期間	平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)
ご利用いただける方	金融機関での相続手続きを終えてから1年以内に相続で取得した資金を原資にお預けいただける個人の方
ご用意頂くもの	<p>【相続手続き当庫取扱分】</p> <p>①本人確認書類 ②お届け印</p> <p>【相続手続き他金融機関取扱分】</p> <p>上記①. ②の他</p> <p>③相続により受取った預金等の金額および受取った日付が確認できる資料</p> <p>【例】・遺産分割協議書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に提出した依頼書の写し ・戸籍謄本の写しと被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検証済のもの)の写しと被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など
対象預金	スーパー定期預金、大口定期預金
お預入期間	1年、3年 元金自動継続扱いのみとさせていただきます。
お預入金額	100万円以上で相続による取得資金の範囲内
適用金利	<p>1年…店頭表示金利に年+0.10%</p> <p>3年…店頭表示金利に年+0.15%</p> <p>※上乗せ金利の適用は、初回満期日までとします。</p> <p>※自動継続後の適用金利は、継続時の店頭表示金利を適用いたします。</p>
税金	平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお支払いするお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金がかかります。ただし、マル優の対象となる方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約	お客様の都合により満期日前に中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用となります。